

お知らせ

住宅用火災警報器設置状況調査に伴う戸別訪問について

市では平成20年6月1日から、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。消防本部でも春季・秋季火災予防週間や商工祭等を通じて、設置促進の広報を継続して行っています。住宅用火災警報器の設置状況を把握し、より効果的な広報を行うため、消防職員が市内の住宅を訪問して設置状況についてのアンケートを実施します。在宅中に調査員が伺った際はご協力をお願いします。

なお、この調査は身分証を携帯した消防職員が行い、住宅用火災警報器や消火器等の販売は一切行いません。

○実施機関 6月30日(木)～平成29年3月31日(金)
昼間のみ(おおむね9:00～16:00)

問 消防本部予防課 ☎53-1156

第66回 社会を明るくする運動 常陸大宮市民の集い

“社会を明るくする運動”常陸大宮市推進委員会では、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築く活動を行います。第66回“社会を明るくする運動”常陸大宮市民の集いを開催しますので、市民の皆さんの参加をお待ちしています。

○開催日時 7月23日(土) 13:30～15:45

○場 所 市文化センター 小ホール

○内 容 講演
演題:社会は人間の「しあわせ」装置
講師:茨城大学教育学部特任准教授
長谷川 幸介 先生

○主 催 者

“社会を明るくする運動”常陸大宮市推進委員会、常陸大宮市、常陸大宮市教育委員会、那珂地区保護司会、常陸大宮市更生保護女性会、青少年育成常陸大宮市民会議、常陸大宮市青少年相談委員会、常陸大宮市連合民生委員児童委員協議会、常陸大宮市区長会

問 本庁 市民課市民G

☎52-1111 内線102 FAX 53-5415

✉ shimin@city.hitachiomiya.lg.jp

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減するため、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は窓口で申請手続きをしてください(個人へのお知らせは行いませんのでご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月までに結果の通知や慰労金の支給を行います。

○主な支給要件

- ① 重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ② 重度要介護高齢者の市民税が非課税であること
- ③ 病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと

④ 要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(平成27年12月31日現在で同等の認定を受けていること)

⑤ 重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

※ 重度要介護高齢者

市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税の方

※ 介護者

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

○基 準 日 平成28年6月30日

○対象期間 平成27年7月1日～

平成28年6月30日までの1年間

○受付期間 7月1日(金)～29日(金)

○支給金額 12万円または6万円

※ 介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

問 本庁 介護高齢課 介護・高齢者福祉G

☎52-1111 内線176